

申込に必要な書類

下記の1～3を提出して下さい。

- 1、 特別養護老人ホーム明照園入所申込書
- 2、 介護保険証の写し
- 3、 主治医の診断書

特例入所（要介護1～2の認定を受けておられる方）に該当される方は、下記の内容がわかる文章の添付が必要です。宜しく申し上げます。

ア、 認知症により日常生活の支障がある方

*現在、提出して頂いている診断書以外に主治医の診断により、認知症の症状により生活が困難であるといった証明のわかる内容の書類を提出して下さい。（書式に関しましては指定していません。）

イ、 知的・精神障害等で日常生活に支障を来すような症状等が頻繁にある方

*知的・精神障がい者手帳（障がい者手帳）のコピーを提出下さい。
*障がい者手帳をお持ちでない方に関しましては、主治医より精神疾患・知的障がいと診断される内容（診断名）とそれにより日常生活に支障があると判断できる内容の書類を提出して下さい。（書式に関しましては指定していません。）

ウ、 深刻な虐待等による心身の安全安心の確保が困難な状態とある方

*地域医包括支援センター等の虐待対応を行う機関に相談を行っている等の内容や担当されている方の署名の入った書類を提出して下さい。（書式に関しては指定していません。）

エ、 単身世帯である。同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できない方

*具体的に詳しい状況や内容を記載下さい。（書式に関しては指定していません）

入所申込が済まれた後の注意事項

*下記の内容については、申込者の方は必ず確認して頂き対応頂きますようお願い致します。

- 1、 お手持ちの介護保険証の有効期限が切れる前に、**必ず介護保険認定の更新**を行って下さい。
*認定の有効期限が切れても更新を行われず、介護認定を持っておられない場合には老人ホーム（以降：特養）の入所申込みができません。**特養の入所申込条件として介護認定を受けていることが前提となりますので**ご理解をお願い致します。
*介護保険の更新認定を受けられた場合、認定期間の途中で介護度が変更になった場

合には、必ず施設へ介護保険証の写しを提出して下さい。

2、 『要介護3・4・5』から『要介護1・2』へ認定が変わられた場合の対応。

* 『要介護1・2』の方は特例入所となりますので、**再度入所申込を行う必要があります。そのままでは入所受付が出来なくなりますので、**ご相談頂ければと思います。

下記の場合には、お手数お掛け致しますが施設へご報告下さい。

- ① 明照園に入所申込みを行われた後、他の施設へ入所され、明照園への入所を希望されない場合にはご報告下さい。
- ② 入所希望者がお亡くなりになられた時。
- ③ 入所の希望が無くなった時。
- ④ 認定期間中に要介護度区分が変わった時。(入所順位が変わりますのでご報告下さい。)

入所希望者が入所されてからのご家族の方への協力内容について

* 入所後の入所者のケアの提供を円滑に行うため下記の内容についてご協力をお願い致します。ご確認ください。

- ① ご利用者の毎月の利用料金の支払いの援助。
- ② ご利用者の利用料金未払い時の支払いの保証。
- ③ ご利用者の緊急時（死亡、病状等の急変時、事故等）の連絡先。
 - * 緊急に対して直ぐに対応できない場合の次の緊急連絡先の指定。
 - * 施設から着信があった場合の折り返しの連絡。
 - * 病院からの病状説明に関する立会い。
 - * 施設から来園依頼した場合の対応。
 - * 病院からの電話に対する対応。
- ④ ご利用者の判断能力低下時等の契約、サービス内容の変更時の立会い・同意。
- ⑤ ご利用者の日常生活に必要な金銭の補充。(小口口座等)
- ⑥ ご利用者生存中の退所の際の居室の明け渡しの支援。
- ⑦ ご利用者退所後の本人の引き取りと退所手続き。
- ⑧ ご利用者入院時の身元保証と洗濯物への対応、オムツの補充・オムツ代・入院医療費の支払い。
- ⑨ ご利用者の判断能力低下時の医療行為へ対する同意。
 - * 手術・予防接種等への同意。
- ⑩ ご利用者死亡時の対応（遺体、遺品の引き取りや葬儀等の死後事務等。）
 - * 医療機関でかかった費用の支払い等。
- ⑪ 定期的な面会。
- ⑫ 施設での看取り介護実施時の協力。
- ⑬ 季節の変化にあわせた衣類の補充・入れ替え・購入
- ⑭ 家族間で介護サービスに対する希望が違う場合の調整。